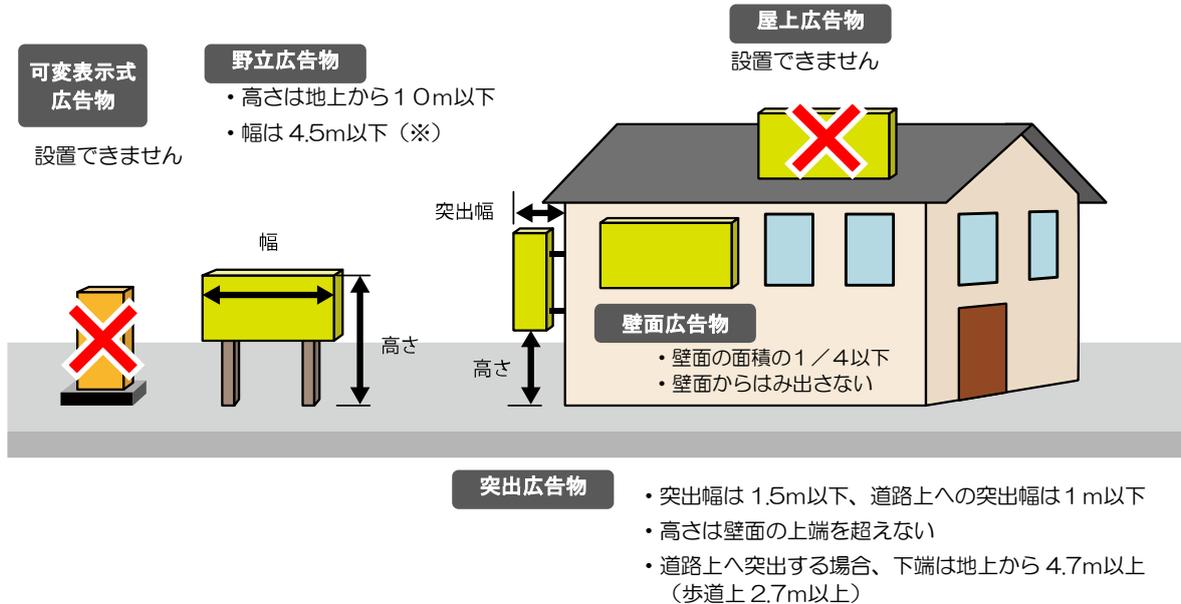


(3) 地域区分及び分類別基準

第1種禁止地域

■自家用広告物（合計が5㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。（※）



※ 用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

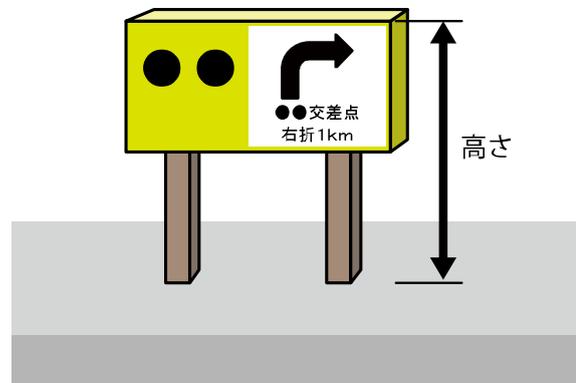
■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



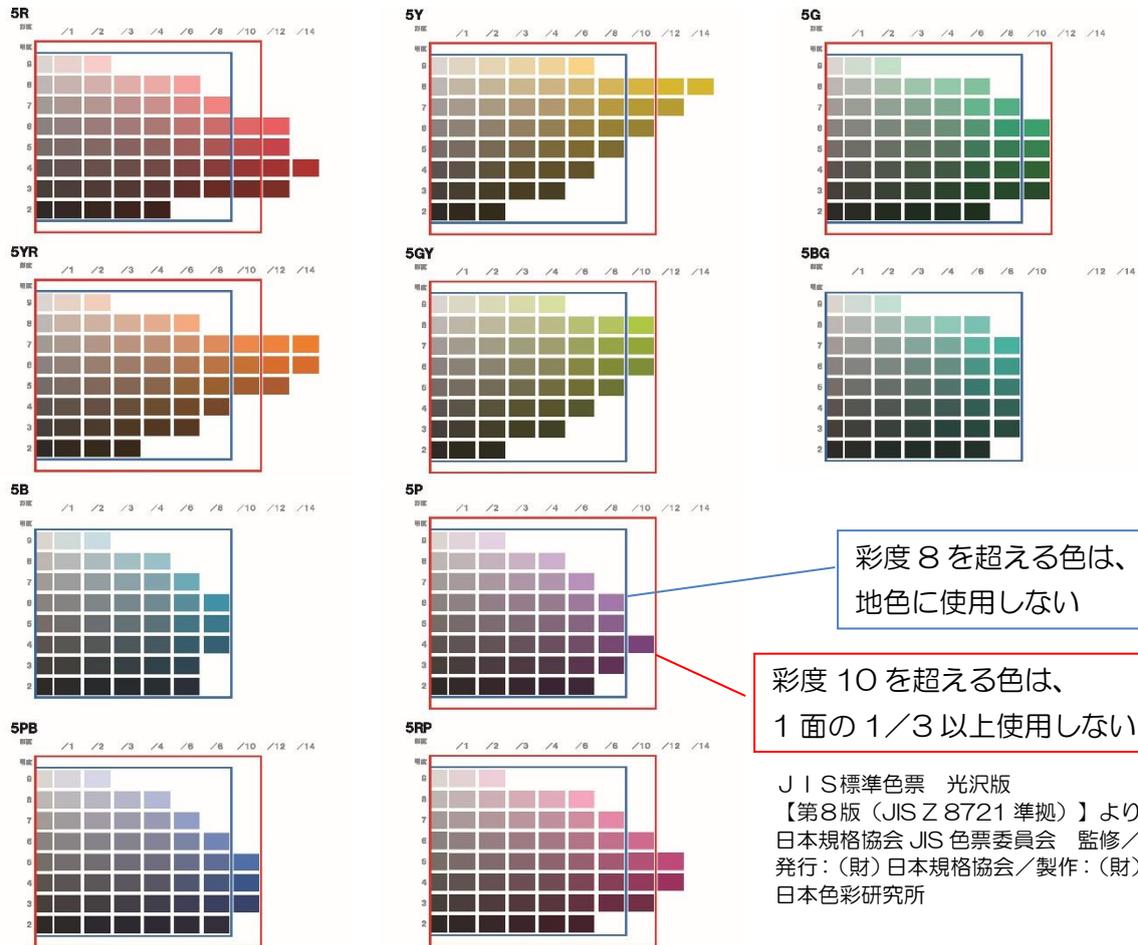
- ・表示面積は片面3㎡以下（2人以上の場合は5㎡以下）
- ・高さは地上から4.5m以下（指定道路沿線では路面から4.5m以下）
- ・同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
- ・国道同士の交差点から30m以内は設置できません。

■ 色彩及び素材

< 色彩 >

① 広告物の地色（※）は、彩度 8 を超えない。

本ガイドラインでは、色彩を「マンセル表色系」により表現します。マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の三属性によって表現します。地色（※）として利用できる色彩の例は以下の通りです。



彩度 8 を超える色は、
地色に使用しない

彩度 10 を超える色は、
1面の1/3以上使用しない

JIS標準色票 光沢版
【第8版（JIS Z 8721 準拠）】より
日本規格協会 JIS 色票委員会 監修／
発行：（財）日本規格協会／製作：（財）
日本色彩研究所

※ 地色：下地の色

< 色相・彩度・明度（色彩の三属性）について >

- 色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。
- 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といえます。
- マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10 を表しています。

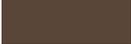
ごじーごのじゅう
5G 5 / 10
色相 明度 彩度

② 彩度 10 を超える色を使用する場合、1面の面積あたり 1 / 3 以上使用しない。

③ 支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。

参考：JIS の慣用色名

 茶色 5YR 3.5/4

 焦茶 5YR 3/2

< 素材 >

① 木材、石材等の自然素材を極力使い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。